

湖 危 第 2 8 号
令和 7 年 (2025 年) 5 月 9 日

行政事務学区統括委員 様
行政事務取扱委員 様

湖南市長 松 浦 加代子
(公 印 省 略)

地区防災計画策定支援事業について (案内)

平素は、市防災行政に格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、地域における防災力の向上を目的とした、県市町村の一定地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

地区防災計画は、地域の特性に応じた計画策定が必要で計画作成の作業に多くの住民が関わる事により、地域のコミュニティの維持・活性化にもつながるものと考えています。

つきましては、滋賀県から計画策定に向けた支援として標記事業の案内がありましたので、希望される区がありましたら、下記のとおり申請をお願いいたします。（※ 事業概要については別紙のとおりです。）

なお、県内の地区防災計画未作成市町を優先して採択されるため、ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

記

- 1 申請方法 別紙 1 により直接、F A X またはメールにて危機管理・防災課までお申し込みください。
- 2 申請期限 令和 7 年 5 月 26 日 (月) 正午

問い合わせ先 湖南市危機管理局危機管理・防災課 担当 筒木・島田・牧田 T E L : 0748-71-2311 F A X : 0748-72-2000 Mail : kikikanri@city.shiga-konan.lg.jp
--

地区防災計画策定支援事業申込書

令和 年 月 日

湖南省危機管理・防災課 あて

区 名 _____

区長名 _____

氏 名	住 所	電話番号
(ふりがな)	〒 湖南省	

※ 報告期限 令和 7 年 5 月 26 日（月）正午

【留意事項】

- ・ 県内の地区防災計画未作成市町を優先して採択されるため、ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先
湖南省危機管理局危機管理・防災課
担当 筒木・島田・牧田
TEL : 0748-71-2311
FAX : 0748-72-2000
Mail : kikikanri@city.shiga-konan.lg.jp

地区防災計画策定支援事業について



滋賀県防災危機管理局

地区防災計画とは？

【背景】

平成 25 年の災害対策基本法の改正で、地域コミュニティにおける「**共助**」を推進するために制度が創設された。

【効果・目的】

- ・居住地の**災害リスクを把握する**機会になる
- ・「自分の命は自分で守る」や「地域を手助けする」という**能動的な意識改革**のきっかけになる
- ・取組の中で顔の見える関係となるため、防災だけではなく、**まちづくり**としての要素もある
- ・計画を市町地域防災計画に定めるよう提案することで、**行政との協働**が上手くいく

【作成主体】

地区住民の方全員（自治会役員や自主防災組織員だけでない）

【計画で定めるべき事項・形式】

自分たちの地域の人命、財産を守るために共助（助け合い）についての計画

※地域で社会性や課題が違いため、決まったひな形はなし

（内容例として、防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互の支援内容）

地区防災計画策定支援事業の概要

【背景】

県内において、地区防災計画の策定が根付いていない現状。

令和6年4月1日時点で、**183地区**（高島市104地区）のみ作成
市町地域防災計画に位置付けている市町は**2市のみ**

【目的】

地区防災計画の策定により、住民1人ひとりの防災意識や地域住民間の「共助」の意識を向上させるとともに、**自主防災組織をパワーアップ**させる。

【取組概要】

- ①地域住民と行政関係機関、専門家で一体となって**推薦地区の地区防災計画の策定**に取り組む。
- ②**「滋賀県地区防災計画策定の手引き」の更新や計画策定アドバイザー育成研修会**の実施により、地区防災計画の策定を推進させる。

具体的な支援内容

(1) 策定支援チームの結成

- ・滋賀県職員（防災危機管理局職員）

※場合によっては土木交通部（流域政策局・砂防課・各土木事務所職員）、健康医療福祉部局職員

- ・該当市町防災担当職員 数名（健康福祉部局も含む）

- ・地域防災アドバイザーを中心に防災士 1 名

⇒**策定に向けた取組（カリキュラム等）を支援**

(2) 統括アドバイザー（専門家）の手配

- ・専門的な知識をもつ大学教授レベルのアドバイザーから策定に向けて、アドバイスをもらう

- ・策定支援チームの総括・支援・助言を行う

⇒**地域防災アドバイザーなどの経費を負担**

地域の皆様への依頼事項

（１）主体となった地区防災計画策定の取組

あくまで、作成主体は地域住民の方です。

策定支援チームのサポートのもと、主体性のある取組をお願いします。

（２）地区防災計画策定の取組を地域へ周知

役員だけで作成する計画にならないよう、まずは策定に向けて

取り組むということを地域住民のみなさんに周知をお願いします。

また、取組について地域住民のみなさんからの理解が得られるよう周知をお願いします。

（３）多様な住民の参画

役員や男性だけの意見が反映された計画にならないよう、必ず1名は女性が
核となるメンバーとして参加してもらうようお願いします。

また、高齢者や単身世帯者、子育て世帯、移住者、外国語話者などの

さまざまな方が取組に参画してもらえるよう呼びかけをお願いします。